

当日配布資料

当日資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

当日資料2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

当日資料3 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画（原案）

当日資料4 第8次芦屋すこやか長寿プラン21

（第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画）（原案）

5 審議経過

（1）養護者による虐待対応マニュアルの改訂について

（地域福祉課 吉川）

資料1 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」本文（案）

資料2 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フロー（案）

資料3 芦屋市「養護者による高齢者への虐待」帳票一式（案）

（神部委員長）

委員の皆様方から何かご意見・ご質問いかがでしょうか。

（西村委員）

知りたい内容について記載があったことで、とても見やすく、これは市職員等が使用するため、市民が見ることはないだろうなと思いましたが、疑問に思ったときに、これを開くと、わかりやすいと感じました。

（佐野委員）

このマニュアルはどのような方が使用されますか。

（事務局 吉川）

基本的には、虐待対応機関である高齢者生活支援センターの職員と権利擁護支援センターの職員、行政の職員です。今後は、虐待対応マニュアルを用いてケアマネジャー向けに研修等を行っていきたいと思っております。

（佐野委員）

市民の方の目に触れる機会がありますか。

（事務局 吉川）

市のホームページに掲載しますので、見ていただくことはできます。

（佐野委員）

わかりました。

（大島委員）

日頃は高齢者生活支援センターで業務をしておりますので、濃い内容の虐待対応マニュアルを作成いただき、うれしく思います。非常にわかりやすいため、居宅介護支援事業所に1冊ずつ配布されると良いと思います。

(西村委員)

3点質問させてください。

1つ目、Meyb e-Sheetについて、「緊急性なし」の判断となった場合は、相談窓口で止まり、この支援フローにはのらないのでしょうか。

2つ目、ケース対応において静観となった場合は、どの段階に戻りますか。

3つ目、トータルサポート係が参画していることで、養護者への接触の機会をとらえやすくなり、働きかけを行いやすいではないかと思いましたが、トータルサポート係の具体的な関わりを教えてください。

(事務局 吉川)

1つ目のご質問について、緊急性の判断が「なし」になった場合も、48時間以内に事実確認を行い、このフローに沿って対応することとなります。緊急性の判断の「あり・なし」については、直ちにコアメンバー会議を開催する必要があるかどうか、その旨がわかるように、「あり・なし」という様式で記載しています。たとえ緊急性の判断が「なし」になったからと言って、対応に遅れがあってはいけないと考えておりますので、緊急性の判断が「なし」の場合も含めてのフローチャートであるため、48時間以内に、事実確認を行うものをご理解をいただければと思います。

2つ目のご質問について、長く静観が続きながらも、積極的に関わるのが難しい場合は、特に表立った虐待の状況がなければ、概ね半年間を目途に一旦終結を行うような運用にしています。しかし、その場合は終結としながらも再発のリスクは高いため、近隣住民や関係機関に見守りをお願いし、何かあれば、すぐに対応できる様、終結会議の場で共有しています。

3つ目のご質問のトータルサポート係について、健康はどなたも多少なりとも気になるころではありますので、通院できていない様子があれば、トータルサポート係の保健師が訪問をさせていただくこともあります。関わりの切り口によって、トータルサポート係とその他の関係機関で対応することもあります。対象者にとって一番受け入れて頂きやすい機関や切り口を探して、介入しています。

(加納委員)

例えば、介護保険の要介護認定が未申請で、高齢者夫婦が老々介護で生活していらっしゃる方が、一つ間違えば、虐待事案になることもあると思います。

私自身、介護に関する相談を受けることが、土曜日や日曜日、夜間に多く、「民生委員に連絡して」と伝えても、「こんなことで連絡したら、大騒ぎになるかもしれないから」、「民生委員には言わないでほしい」と言われることが、増えている印象を受けます。月曜日になれば、高齢者生活支援センターに「昨日、このようなお電話があったので、すぐ行ってほしい」とつなぐことができますが、すぐにでも通報した方が良いか等の判断については、このマニュアルに記載がありません。専門家で組織をつくり、つながると安心ですが、地域で潜在化しているケースを、行政ではどのように捉えていますか。

(事務局 細井)

本文 8 ページをご参照ください。

本市の虐待対応は、地域発信型ネットワークの活動から見えてきた高齢者虐待の対応について、課題や対応を積み重ねた結果として、仕組みができたと理解しています。

今回の改訂は、各機関における職員や、専門職の異動がある中で、対応にあたる職員、専門職がしっかりと権利擁護支援の意味合いや、虐待の捉え方について理解する必要があるという認識から取り組んだ経緯があります。改訂の経過において、地域からの相談が少ない、また、そうかもしれないという方の相談を行うことのハードルが高いということについても議論をしてきました。現在、権利擁護支援センターの委託業務を P A S ネット及び社会福祉協議会に受けていただいているということもあり、地域に向けた権利擁護支援に関する周知も続けております。今回改めて、虐待対応マニュアルを改訂することをきっかけに、市民の皆さんや福祉推進委員、民生委員に、どのように啓発していくかについても協議をしたいと思います。啓発活動は、これまでも継続して実施してきましたので、お気づきの点がありましたら、ご意見をいただき、工夫をしながら、相談していただきやすいように対応していきたいと思っております。

(神部委員長)

その他、いかがでしょうか。

(川部委員)

本文 2 4 ページ「相談」と「通報」の違いについて、今回の虐待対応マニュアルでは、「相談」と「通報」に明確な差はなく、両者において丁寧なアセスメントができるように、正しい情報を収集するスキルだと思えます。とても大切なことだと思いますが、通常虐待等でありましたら、「相談」と「通報」では、対応が異なっていると認識していますが、この虐待対応マニュアルにおいては、対応の違いはなく、高齢者にとっては「相談」も「通報」とも同じような経過で流れていくのでしょうか。

また、本文の 2 9 ～ 3 0 ページにかけて「事実確認のポイント」を挙げており、とてもわかりやすく思いました。以前、精神科の医師に、高齢者の「うつ」の問題と「アルコール」に関する問題が、高齢者虐待のハイリスク要因となり自殺につながるリスクが高いため、2つの問題については必ず確認するようにと、助言いただいた経緯があることから、2つの視点を追記してはいかがでしょうか。

(事務局 吉川)

「相談」と「通報」については、本文 2 3 ページに「便宜上、『語り手』となる人を『相談者』と記載します」と記載しており、相談者が「明確な虐待であるという認識ではないが、話に来た。」というものは「相談」、相談者が「虐待という認識があり話すもの」は「通報」という整理を一定しております。

しかし、実際は相談者がどのような認識で話しているかというところまで、確認ができないため、「相談」と「通報」を明確に分けることが難しいと考えています。

なお、「うつ」の問題および「アルコール」に関する問題は、追記させていただきたいと
思います。

(権利擁護支援センター 脇)

現場では、ケアマネジャー等も、このケースは相談しておかないと少し心配だという思
いで相談に来られる場合もあります。相談の中で、「これは通報して、対応していくほうが
良い」と判断したものは、その時点で「通報」に変わります。加えて、「通報」と捉えたタ
イミングから、このフローにおける虐待対応が始まります。

(川部委員)

相談から通報に切り替える判断は誰がしますか。

(権利擁護支援センター 脇)

相談を受けた機関が判断します。

(大島委員)

本文27ページについて、一番下の矢印「会議内容の確認」の、「進行役（受付機関）が
共有内容や協議事項の認識に齟齬がないように、最終確認を行い、合意形成を図ります。」
との表現について、進行役の責務と捉えることができると感じましたので、会議の参加者
全員で意識していくことであるといった捉え方ができる表現に変更してはいかがかと思
いました。

また、同ページ内の「本人が転出・死亡などにより、虐待が明らかに起こることがない
場合は、コアメンバー会議・終了終結会議を開催せずに終了となります。」という表現につ
いて、文章の流れにおいて唐突な印象を受けましたので、別の欄に取り出して記載したほ
うが良いのではないかと思いました。

最後に、このマニュアルは居宅介護支援事業所に1冊ずつ置いていただき、説明会を開
催していただきたいとお願いします。説明会には、ケアマネジャー友の会も協力させてい
だきたいと思っています。また、市民にも簡単なパンフレットで、虐待対応に関する周知が
行えると良いと思います。その際には高齢者生活支援センターも一緒に動けたらいいなと
思います。

(事務局 吉川)

書き方の工夫については、ページ構成等も考えた上で検討したいと思います。

27ページに関して、作成したメンバーとしては、「丁寧に共有をしよう」という感覚で
記載しましたが、別の表現で置き換えられるか検討したいと思います。

(福田委員)

非常にいろいろなところに配慮が見られ、とても良くなっているように思いました。

そこで質問が3点あります。

1つ目、本文26ページのPoint!について「事実確認の着手までの時間は48時
間とする。」という表現がありますが、次の27ページの「事実確認を行うための協議と役
割分担」では、「48時間を目安に速やかな事実確認によって」と記載があるため、記載方

法を合わせた方が良かったと思います。

2点目、本文28ページの「アタッシュェ」という言葉は初めて聞いたので、ご説明いただければ幸いです。

3点目、本文32ページのコアメンバー会議のフローについて、「判断できない」の下に「事実確認の継続」があり、矢印から「必要に応じて要請会議を依頼」とつながるよう記載されていますので、とても見やすいのですが、「判断できない」場合に、対応フローでは、事実確認のところに戻る流れになっていると思いますので、同じ表現にするほうが、良いのではないかと思います。

(事務局 吉川)

事実確認については「着手」という言葉が内容をわかりづらくしていると思いますので、「着手」の文字を削除しつつ、共通理解が図れるように表記したいと思います。

次に、「アタッシュェ」は、関係者間で情報提供を行う際に「アタッシュェケース」にパスワードをかけて送信していることを記載していますが、「アタッシュェケース」に限定しなくて良いかと思しますので、「パスワードをかける」等の表現に変更します。

最後に、本文32ページについて、スペースの都合上、対応フローと合わせられなかった経緯がありますが、何か良い案があれば、教えていただけますでしょうか。

(福田委員)

例えば、継続の上に矢印を出し、「事例の分析」に戻すことで、良いかと思いました。

(事務局 吉川)

ありがとうございます。ご意見を踏まえ、工夫します。

(宮崎委員)

30ページの上の枠の2枠目に「法的関係」という表現があります。「高齢者と養護者の関係の把握」において、把握の経路は戸籍謄本等を想定していますか。また、これは虐待対応において対応機関が取得することは可能でしょうか。

(事務局 吉川)

可能な範囲で身内の方等に確認を行うという意味で記載しています。

(宮崎委員)

これは最終的に分かった範囲に止め、初期段階ですべて把握しなくて良いという認識で良かったでしょうか。

(事務局 吉川)

はい。全ての対象者について、必ず把握しなければいけないと決めている訳ではなく、分かる範囲でと考えております。また、支援において重要となる場合には、特に知っておく必要があると考えています。

(宮崎委員)

本文31ページの「各関係機関から収集する情報の例」において、「主治医、医療機関」の項目として、「疾病、傷病、既往歴」に関して記載があります。この件について、原則守

秘義務があるため、協力したい意向はありますが、力になれないときもあるかと思えます。

疾患の情報はとても重要になると思えますが、その情報も可能な範囲で情報収集していただくという理解でよかったですでしょうか。

(事務局 吉川)

病院からいただく情報に関して、守秘義務についても理解しておりますので、差し支えない範囲でご協力いただくと助かります。できる限り、本人同意のもとで情報を取りたいと思っておりますので、受診同行し、その場で確認をさせていただくような方法も取っております。できるだけ本人の同意をもって情報収集したいと思っております。

(浦野委員)

民生委員は日ごろ地域の方を見守りながら、関係機関に心配な方をつないでいるのですが、こうした対応の詳細が示されたマニュアルが更新され、ケアマネジャー向けに研修も行われるのであれば、これからも関係機関に情報を伝える上で、とても安心できるなと思いました。

地域の中には情報を他人に知られたくないと思う方もいらっしゃいます。民生委員は日ごろ近くで、お付き合いする中で情報を見つけるときもありますので、これからも関係機関へ守秘義務を守りながら、情報共有していきたいと思いました。

(神部委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

(森川委員)

本文25ページについて、「通報」や「相談」の段階において、個人情報の取扱に関して、気にする方もいらっしゃるかと思うので、15ページに個人情報の取扱に関する内容の記載がある旨を、追記すると良いのかなと思いました。

(事務局 吉川)

追記について、検討します。多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

最後に、虐待対応マニュアルを作成したワーキングメンバーを紹介させていただきます。

ワーキングのメンバーは、高齢者生活支援センター基幹型業務担当針山さん、東山手高齢者生活支援センター税所さん、権利擁護支援センター協センター長、高齢介護課芝田さん、地域福祉課吉川で構成しています。

(2) その他

「芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画 パブリックコメントについて」(障害福祉課 本間)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21(第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画) パブリックコメントについて」(高齢介護課 篠原)

(事務局 細井)

次回、第3回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を来年の3月下旬頃に予定してお

ります。ご予定のほど、よろしく願いいたします。

(神部委員長)

以上をもちまして、全ての議事を終えましたので、第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)